

令和4・5年度 松阪ワクワク定期便事業業務委託 成果水準書

1 業務名

令和4・5年度 松阪ワクワク定期便事業業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 業務委託料

成果に応じた委託料

委託料は事業が完了し、成果に対する評価確定後に支払う。

●成果指標（関係人口の創出）

定期便の申込者（会員）数により評価

1人以上200人以下 1人当たり1,000円

201人以上400人以下 1人当たり1,500円

100人以下は、委託料支払なし

〔成果連動支払額〕上限 500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

〔達成目標（会員数）〕400人

※会員数が達成目標を上回る場合は、成果連動支払額の満額を支払うものとする。

（例）会員数が300人の場合

200人まで $1,000円 \times 200人 = 200,000円$

201人～300人 $1,500円 \times 100人 = 150,000円$

$200,000円 + 150,000円 = \underline{350,000円}$ （委託料）

4 委託業務の目的

松阪市を離れていても応援していただける関係人口の創出を図るとともに、民間の創意工夫による特産品等の定期便をお届けすることで、松阪を感じてもらおうとともに地域活性化を図る。

5 委託業務の内容

事業期間 1回目の定期便発送から最後の定期便発送まで1年間

※1回目の定期便発送日が決まり次第、市へ報告すること。

定期便企画

- ①定期便の内容は、松阪市内の事業者または生産者が取り扱う商品の詰め合わせとする。
- ②定期便の運営にあたり、市と連携を図る（会員募集等）。
- ③定期便の商品選定やPRツールの制作は、松阪の魅力が効果的に伝わるような構成とする。
- ④定期便は、単なる商品の詰め合わせではなく、松阪の魅力が十分に伝わるような特産品の詰め合わせや、松阪を訪れたいくなるような情報を加えるなどの工夫を凝らす。
- ⑤定期便事業にかかる経費は原則会費でまかなうものとする。
※会費及び発送回数は指定しない。
- ⑥会費の徴収及び会員、会費の管理。
※会員登録については、市が別で使用契約しているアンケートツールサービス（L o G o フォーム）を用いること。ただし、別の登録フォームを用いる場合は、市に相談すること。

6 業務実施上の条件

- ①業務は、市との連携を密にして遂行すること。
- ②受託者の所在地には、インターネットを利用できる環境を受託者の責任において整備すること。その際に必要となる費用については、受託者が負担すること。
- ③委託契約金額には、業務に係る必要経費の一切を含むものとする。
- ④本業務により生じる著作物は、市が松阪ワクワク定期便事業をPR等する場合において、使用できるものとする。
- ⑤個人情報、本業務委託において利用し、他の目的では利用しないこと。また、個人情報の取り扱いには十分注意し、必要かつ適切な措置を講じ、漏洩や滅失防止を周知徹底すること。

7 提出を求める書類（成果品）

定期便発送後すみやかに本業務の実施内容等を記載した報告書（様式第10号）及びその電子媒体を提出すること。また、配送したことが分かる送り状等の写しを添付すること。

会員の情報（住所、氏名等）は市へも共有し、会員にも了承を得ることとする。

8 支払

委託料の支払いは、業務完了の確認をした後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払う。

9 その他

本成果水準書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途、協議するものとする。